

令和7年度 第1回
宗像市国民健康保険運営協議会
会議資料

令和7年8月26日
健康福祉部国保医療課

国民健康保険運営協議会の概要

1 設置の目的

運営協議会は、国保事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に設置される市町村長の附属機関です。設置の趣旨は、市町村の議会以外の場においても市民や関係団体の代表者から意見や考えを聞き、国保事業を多角的な視点で議論することにより、それぞれの立場の利害を調整して事業運営を円滑に進めていくというものです。

2 委員の構成及び任期、身分

運営協議会は、被保険者を代表する委員、保険医または保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織され、委員の定数は条例で定めています。また、宗像市では、退職者医療制度の創設に伴い、被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織しています。会には会長が1名おかれ、会長は公益を代表する委員のうちから全委員の選挙により選出します。委員の任期は3年です。委員は非常勤の特別職に属する地方公務員となります。

3 審議事項

運営協議会は、国保事業の運営に関する重要事項を審議しますが、この重要事項とは国保事業の基本となすべき事項及び保険財政に重大な影響を及ぼす事項です。具体的には、一部負担金の負担割合や保険税の賦課方式・税率、保険給付の種類及び内容の変更、保健事業の実施大綱の策定などです。本会は市町村長の諮問に応じるとともに、諮問事項に関し意見を述べることができます。

4 協議会傍聴

市の諮問機関でありますこの運営協議会は原則、公開しております。議題において会議を非公開にすることができます。傍聴を希望される場合は、傍聴届を提出していただく必要があります。傍聴手続きや入場制限、傍聴人の遵守事項等につきましては傍聴要領に必要な事項を記載しております。

5 議事録

議事録も公開で2名の委員と会長の署名が必要になります。議事録は2つ用意します。1つは議事を細かに書き起こしたもの。もう1つは公開用として、個人情報を省き、委員の氏名はA委員、B委員というように個人名を出さず、なおかつ細かなところは要点をまとめて記載してホームページで公開します。署名委員は2部とも確認していただき、署名をいただくことになります。

○宗像市国民健康保険運営協議会規則

平成15年4月1日

規則第69号

改正 平成16年12月28日規則第37号

平成30年3月28日規則第10号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市国民健康保険条例(平成15年宗像市条例第91号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、宗像市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平30規則10・一部改正)

(会長)

第2条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(平30規則10・旧第3条繰上)

(会議)

第3条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、市長から諮問があったとき、又は委員の半数以上から審議すべき事項を示して会議の招集の請求があったときは、その諮問又は請求のあった日から7日以内に会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、市長に通知しなければならない。

4 会長は、会議の議長となる。

5 会議は、条例第2条の2に規定する委員の過半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平30規則10・旧第4条繰上・一部改正)

(除斥)

第4条 会長及び委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事項については、その議事に加わることができない。ただし、協議会の同意があったときは、その会議に出席し、発言することができる。

(平30規則10・旧第5条繰上)

(利害関係者の出席)

第5条 協議会は、必要があると認めるときは、審議に係る利害関係者に対し、出席を求めることができる。

(平30規則10・旧第6条繰上・一部改正)

(会議録)

第6条 議長は、議事録を作成し、会議に出席した2人の委員とともに署名しなければならない。

(平30規則10・旧第7条繰上)

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部国保医療課において処理する。

(平16規則37・一部改正、平30規則10・旧第8条繰上)

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(平30規則10・旧第9条繰上)

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月28日規則第37号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日規則第10号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

宗像市国民健康保険運営協議会傍聴要領

(趣旨)

- 1 この要領は、宗像市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公開基準)

- 2 協議会の会議(以下「会議」という。)は原則公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は会議を公開しないことができる。

- (1)公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営を妨げられるおそれがある場合
- (2)公開することにより、特定の個人や団体に不利益を与えるおそれがある場合
- (3)その他、協議会の会長(以下「会長」という。)が、会議の秩序を保つために必要と認める場合

(傍聴の手続き)

- 3 傍聴の手続きは、次の事項のとおりとする。

- (1)会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)は、宗像市国民健康保険運営協議会 傍聴届(様式第1号)に住所及び氏名を記入し、申込みをするものとする。
- (2)傍聴受付は、会議の開催時刻の30分前から受付を開始するものとするが、傍聴希望者が定数を超えるときは、受け付けの先着順とする。
- (3)傍聴人には、傍聴整理番号を交付する。
- (4)傍聴人は、会議開催の5分前までに、受付に傍聴整理番号を提示し、係員の指示に従い入場する。
- (5)会議開会後は、傍聴希望者が定員に満たない場合であっても受け付けを行わない。

(傍聴人の定数)

- 4 傍聴人の定員は、会場の規模に応じて会長が定めるものとする。

(入場の制限)

- 5 次の各号に該当する者は、入場できないものとする。

- (1) 傍聴席が満席のとき。
- (2) 会議が非公開で開催されるとき。

(入場の禁止)

- 6 次の各号に該当する者は、入場を禁止する。

- (1) 酒気を帶びている者。
- (2) 凶器、火気、旗、プラカード、のぼり、拡声器、ラジオ、笛、太鼓、ラップ等会議の妨害となる恐れがあるものを携行している者。
- (3) その他会議を妨害する恐れがある者

(傍聴人の遵守事項)

- 7 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れてはならない。
- (2) 発言、拍手等により議事に対する賛否を表明してはならない。
- (3) 私語、談笑等会議の妨害となる行為をしてはならない。
- (4) 他の傍聴人の迷惑となる行為をしてはならない。
- (5) 飲食又は喫煙をしてはならない。
- (6) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を入れてはならない。
- (7) 会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしてはならない。
ただし、会長が認めた場合はこの限りでない。
- (8) 傍聴人は、会議終了後直ちに退場しなければならない。
- (9) 会場が非公開に切り替えられたときは、退場しなければならない。
- (10) 上記のほか、会議場の秩序を乱し又は会議の妨害になるような行為をしない。
- (11) 会議資料は、退場時に持ち帰ってはならない。

(会議の秩序維持)

- 8 会議の秩序維持のため次の事項を定める。
 - (1) 傍聴人は、会議を傍聴するにあたっては、会長の指示に従わなければならない。
 - (2) 傍聴人が上記7の事項を遵守しないときは、会長は必要な措置を命じることができる。
 - (3) 傍聴人が会長の指示又は命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

(その他)

- 9 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、その都度会長が決定するものとする。

附則

この要領は、平成24年2月14日から施行する。

宗像市国民健康保険運営協議会委員

委員の構成

区分	定数	選任例
被保険者を代表する委員	(4人)	宗像市国民健康保険の被保険者（農業、漁業、商業などを営む方）から選任。
保険医又は保険薬剤師を代表する委員	(4人)	宗像医師会、宗像歯科医師会、宗像薬剤師会に選出を依頼し、選任。
公益を代表する委員	(4人)	学識経験者などから選任。
被用者保険等保険者を代表する委員	(1人)	健康保険組合連合会福岡連合会に選出を依頼し選任。

委員の任期

3年間（令和7年4月1日から令和10年3月31日まで）

開催予定等

年間2回程度、1回当たり2時間程度

報酬及び費用弁償

区分	報酬	費用弁償
会長	日額5,400円	1回2,000円
委員	日額5,000円	1回2,000円

令和7・8・9年度宗像市国民健康保険運営協議会委員

令和7年6月1日現在

区分		氏名	委員番号
1号委員	被 保 険 委 員 代 表 者 員	アライ 荒井 かおり	1
		ツジ 辻 伸子	2
		イガ 伊賀 美穂	3
		コバヤシ 小林 美穂	4
2号委員	国民健康保険医(医科・歯科) 薬剤師代表委員	ミヤケ 三宅 陽	5
		イワノ 岩野 歩	6
		タマイ 玉井 郷一	7
		サカグチ 坂口 尚登	8
3号委員	公 益 代 表 委 員	キタハラ 北原 一臣	9
		ハセガワ 長谷川 勝憲	10
		オガタ 緒方 文子	11
		サクマ 佐久間 理英	12
4号委員	被用者保険等 保険者代表委員	ヤマムラ 山村 美紀	13

任期:令和10年3月31日まで(荒井委員は令和9年3月31日まで)

【宗像市国民健康保険の概況】

○被保険者の状況

区分		R5年度 (決算)	R6年度 (当初予算)	R7年度 (当初予算)	対全市割合 構成割合	R6・7比較
全市	世帯数（世帯）	44,884	44,766	45,290	524	1.2%
	人口（人）	96,786	96,976	96,761	△215	△0.2%
	時 点	R6.3.31	R6.1.31	R7.1.31		
国保 (年度平均)	世帯数（世帯）	12,198	12,199	11,907	26.3%	△292 △2.4%
	一般被保険者	12,198	12,199	11,907	100.0%	△292 △2.4%
	退職被保険者等	0	0	0	0.0%	0 0.0%
	被保険者数（人）	18,637	18,343	17,872	18.5%	△471 △2.6%
	一般被保険者	18,637	18,343	17,872	100.0%	△471 △2.6%
	退職被保険者等	0	0	0	0.0%	0 0.0%
	介護第2号被保険者（人）	5,290	5,299	5,099	5.3%	△200 △3.8%

○国民健康保険税率（額）、課税限度額及び納期の状況

区分	医療分				介護納付金分		納期	
	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分			
	R6年度	R7年度	R6年度	R7年度	R6年度	R7年度		
所得割	7.4%	7.4%	2.8%	2.8%	2.7%	2.7%		
均等割	24,900円	24,900円	8,800円	8,800円	15,400円	15,400円		
平等割	24,900円	24,900円	8,800円	8,800円	—	—		
限度額	650千円	660千円	240千円	260千円	170千円	170千円		

○標準保険料率

名 称	内 容	応能・応益 区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
都道府県標準保険料率	全国統一の算定基準による福岡県の保険料率の標準的な水準	所得割	7.64%	2.98%	2.52%
		均等割	46,714円	17,989円	18,367円
市町村標準保険料率	福岡県内統一の算定基準による市町村ごとの保険料率の標準的な水準	所得割	8.05%	2.89%	2.38%
		均等割	30,371円	10,777円	10,865円
		平等割	30,473円	10,814円	8,325円
市町村標準保険料率 (市町村算定方式)	各市町村に配分された納付金を支払うために必要な各市町村の算定基準に基づく保険料率	所得割	8.05%	2.98%	2.73%
		均等割	29,777円	10,283円	16,631円
		平等割	29,239円	10,095円	0円

○1人当たり費用額と保険税額の状況

(単位:円)

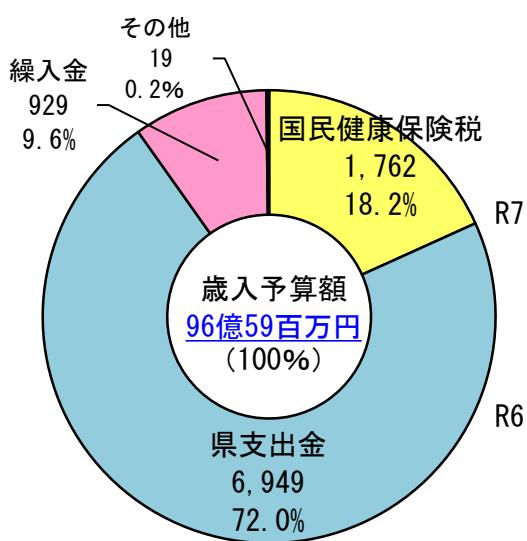
	R5年度当初	R6年度当初	R7年度当初	R6・7比較
医療費	462,303	494,009	464,896	△29,113 △5.9%
医療給付費分納付金	98,665	101,448	102,988	1,540 1.5%
医療給付費分保険税額	68,286	70,381	70,427	46 0.1%
後期高齢者支援金分納付金	33,253	36,079	35,171	△908 △2.5%
後期高齢者支援金分保険税額	24,855	25,655	25,491	△164 △0.6%
介護納付金分納付金	33,930	35,814	34,847	△967 △2.7%
介護納付金分保険税額	25,062	24,314	24,440	126 0.5%
保険税額(全体)	100,281	103,141	103,168	27 0.0%
1世帯当たり保険税額(全体)	157,428	160,321	162,454	2,133 1.3%

令和7年度 宗像市国民健康保険特別会計予算(事業勘定)の概要

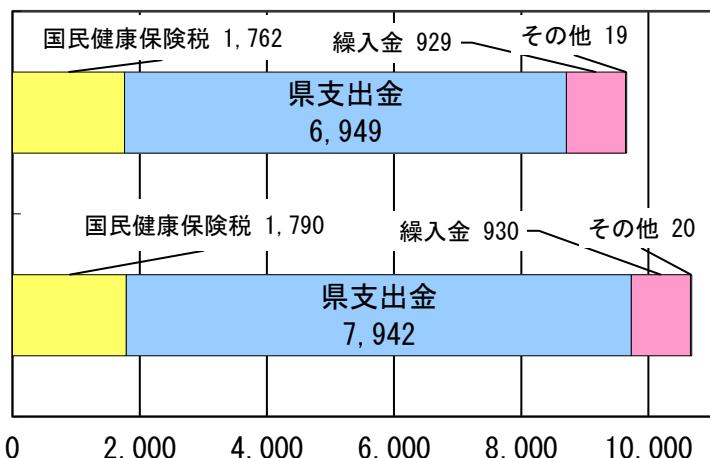
	本年度予算額	前年度予算額	対前年度増減
歳 入	9,659百万円	10,682百万円	△1,023百万円 △9.6%
歳 出	9,659百万円	10,682百万円	△1,023百万円 △9.6%

(1) 歳入 (単位:百万円)

令和7年度



前年度比較



令和7年度【県支出金】の内訳

普通交付金	6,756,794千円
特別交付金	191,860千円
(内訳)	
・保険者努力支援分	61,443千円
・特別調整交付金(市町村分)	67,803千円
・都道府県繰入金(2号分)	40,614千円
・特定健診等負担金	22,000千円

令和7年度【繰入金】の内訳

保険基盤安定(保険税軽減分)	318,574千円
保険基盤安定(保険者支援分)	168,464千円
未就学児均等割軽減分	4,339千円
職員給与費等	128,469千円
出産育児一時金	20,000千円
財政安定化支援事業	107,456千円
産前産後保険税免除分	500千円

基金繰入金

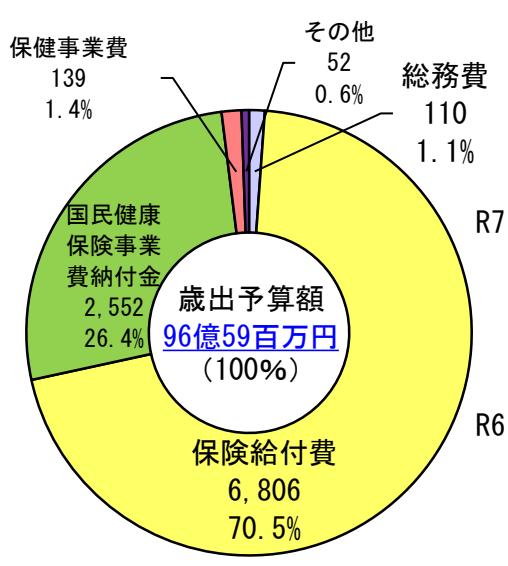
180,990千円

主な歳入は、県支出金 69億49百万円(72.0%)、国民健康保険税 17億62百万円(18.2%)、繰入金 9億29百万円(9.6%)などである。

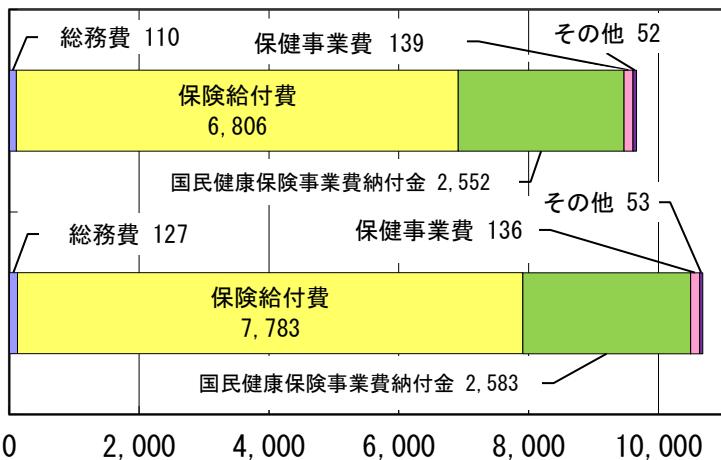
県支出金は保険給付費の減少(9億77百万円)等に伴い、昨年度より9億93百万円減少している。

(2) 歳出 (単位:百万円)

令和7年度



前年度比較



令和7年度【保険給付費】の内訳

療養給付費	5,853,055千円
療養費	48,520千円
高額療養費	855,169千円
移送費	50千円
審査支払手数料	15,396千円
出産育児一時金	30,013千円
葬祭費	3,900千円

令和7年度【国民健康保険事業費納付金】の内訳

医療給付費分	1,770,246千円
後期高齢者支援金分	604,540千円
介護納付金分	177,685千円
(歳入・県支出金のうちの普通交付金と同額)	6,756,794千円

主な歳出は、保険給付費 68億06百万円 (70.5%)、国民健康保険事業費納付金 25億52百万円 (26.4%) である。保険給付費のうち療養給付費等は、県支出金(普通交付金)ですべて賄われる。国民健康保険事業費納付金は県全体の医療給付費、後期高齢者等支援金、介護納付金のうち、国・県費等で賄われない費用を県内市町村で分担するもの。
保険給付費は、一人あたり医療費の減少を見込み、前年度比9億77百万円減少している。
国民健康保険事業費納付金も30百万円減少しているが、これは社会保険診療報酬支払基金から県に交付される前期高齢者交付金の精算額が県の見込みを上回り、主に後期高齢者支援金分納付金が引き下げられたことによるもの。

令和7年度保険料(税)率一覧

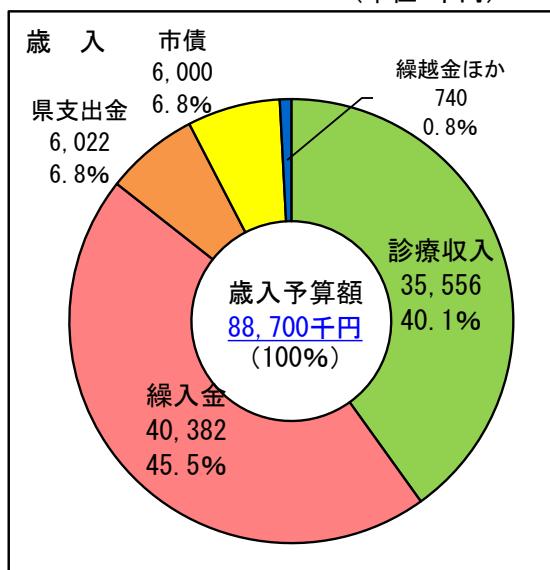
(宗像市国保医療課調べ)

市町村 番号	市名	医療分					後期高齢者支援分					介護納付金分				
		所得割 %	資産割	均等割 円	平等割 円	限度額 千円	所得割 %	資産割	均等割 円	平等割 円	限度額 千円	所得割 %	資産割	均等割 円	平等割 円	限度額 千円
1	北九州市	8.31	-	23,550	27,160	660	3.40	-	9,590	11,060	260	2.90	-	9,620	8,290	170
2	福岡市	5.96	-	19,980	18,863	660	3.28	-	10,334	9,757	260	2.81	-	10,386	7,912	170
3	大牟田市	9.30	-	19,900	22,400	660	2.95	-	6,200	7,000	260	3.15	-	14,200	-	170
4	久留米市	9.37	-	27,200	22,200	660	2.66	-	7,500	6,400	260	2.11	-	14,700	-	170
5	直方市	9.45	-	22,500	23,300	660	3.30	-	7,700	8,000	260	3.30	-	15,300	-	170
6	飯塚市	6.80	-	21,000	23,000	660	2.80	-	8,100	8,800	260	2.60	-	9,100	6,700	170
7	田川市	7.00	-	21,600	18,800	660	2.97	-	10,270	9,000	260	2.60	-	10,800	7,400	170
8	柳川市	8.50	-	29,000	31,000	660	2.57	-	9,067	9,711	260	2.38	-	10,789	8,446	170
9	嘉麻市	8.50	-	23,000	26,500	660	3.50	-	7,500	7,500	260	1.50	-	12,000	-	170
10	朝倉市	8.60	-	28,000	26,000	660	2.90	-	8,000	9,000	260	2.00	-	10,000	15,000	170
11	八女市	8.50	-	28,000	28,000	660	3.00	-	9,000	9,000	260	2.30	-	9,000	7,000	170
12	筑後市	8.30	-	29,000	31,000	660	2.60	-	8,000	9,000	260	2.30	-	10,000	7,000	170
13	大川市	8.90	-	29,000	32,000	660	2.56	-	9,000	10,000	260	2.27	-	10,000	9,000	170
14	行橋市	8.58	-	28,600	28,700	660	2.89	-	10,700	10,800	260	2.35	-	10,700	8,200	170
15	豊前市	7.30	-	21,000	28,000	660	3.10	-	8,000	10,000	260	2.10	-	9,000	8,000	170
16	中間市	8.50	-	24,500	25,000	660	3.00	-	8,800	6,300	260	2.20	-	7,000	4,500	170
17	小郡市	8.10	-	25,500	27,000	660	2.63	-	8,400	9,000	260	2.40	-	10,000	8,000	170
18	筑紫野市	6.83	-	28,100	25,900	660	2.80	-	12,300	10,700	260	2.43	-	18,000	-	170
19	春日市	6.52	-	27,700	25,300	660	2.94	-	11,800	10,700	260	2.46	-	19,100	-	170
20	大野城市	7.54	-	28,000	28,000	660	3.09	-	11,000	11,000	260	2.53	-	19,000	-	170
21	太宰府市	7.37	-	26,500	28,000	660	2.47	-	8,300	9,200	260	2.10	-	16,200	-	170
22	那珂川市	6.39	-	31,200	29,500	660	2.35	-	12,200	11,600	260	1.67	-	22,100	-	170
29	古賀市	8.40	-	23,800	26,200	660	2.90	-	10,100	10,900	260	2.40	-	16,600	-	170
32	宗像市	7.40	-	24,900	24,900	660	2.80	-	8,800	8,800	260	2.70	-	15,400	-	170
33	福津市	7.80	-	25,000	25,000	660	2.50	-	9,000	9,000	260	2.20	-	13,500	-	170
43	宮若市	9.20	15.0	22,000	23,500	660	3.00	-	7,800	6,500	260	3.00	3.19	7,900	5,600	170
59	糸島市	8.00	-	24,700	20,500	660	2.40	-	7,500	6,200	260	2.20	-	12,700	-	170
62	うきは市	10.00	-	27,000	24,000	660	2.70	-	8,000	6,000	260	2.30	-	12,000	-	170
76	みやま市	7.74	-	29,194	29,293	660	2.83	-	10,563	10,599	260	2.35	-	10,750	8,236	170
市平均		8.04	15.0	25,497	25,828		2.86	0.0	9,087	9,018		2.40	3.2	12,615	7,952	

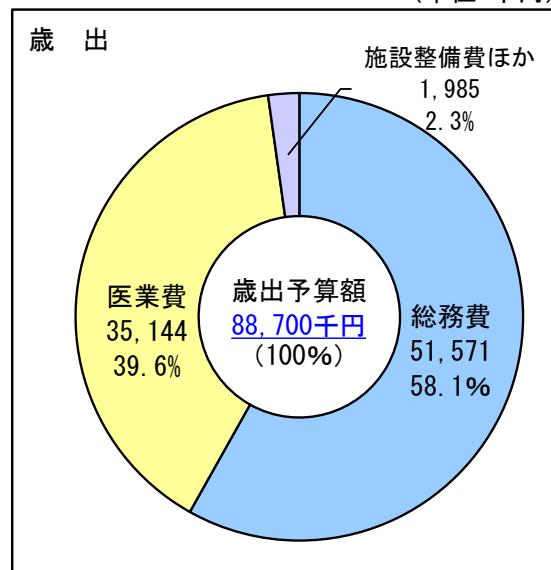
令和7年度 宗像市国民健康保険特別会計予算(直診勘定)の概要

	本年度予算額	前年度予算額	対前年度増減
歳 入	88,700千円	82,765千円	5,935千円 7.2%
歳 出	88,700千円	82,765千円	5,935千円 7.2%

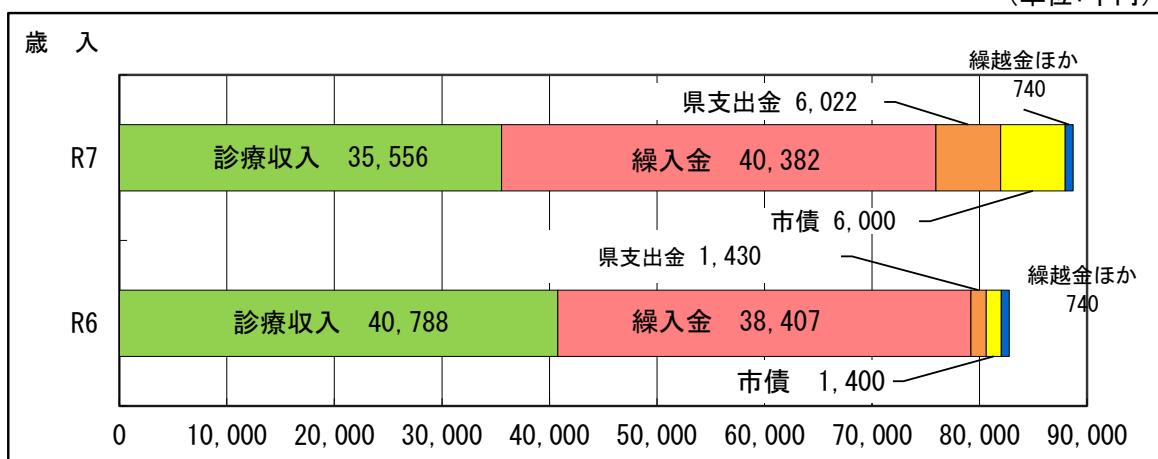
(単位:千円)



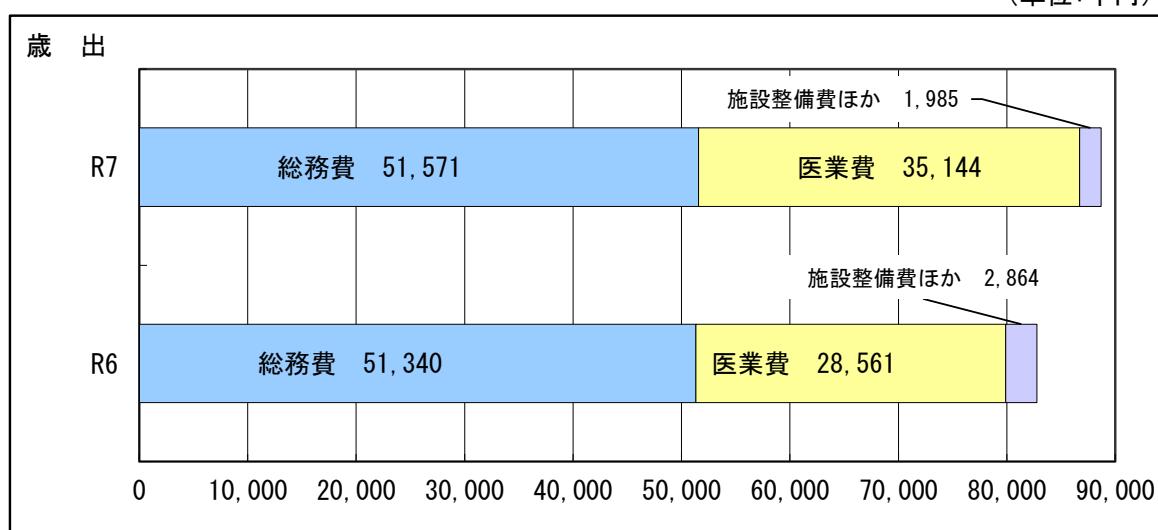
(単位:千円)



(単位:千円)



(単位:千円)



令和6年度 宗像市国民健康保険特別会計(事業勘定)決算(見込)の概要

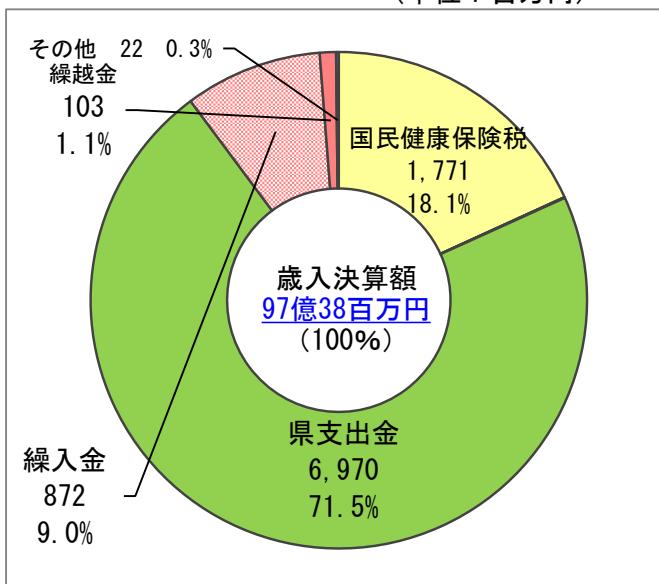
	令和6年度決算額	令和5年度決算額	対前年度増減	
歳入総額	9,738百万円	10,324百万円	△586百万円	△5.7%
歳出総額	9,678百万円	10,221百万円	△543百万円	△5.3%
差引額 (実質収支)	60百万円	103百万円	△43百万円	△41.7%

単年度収支	△43百万円(=当該年度実質収支-前年度実質収支)
実質単年度収支	△116百万円(=単年度収支+基金積立額+地方債繰上償還額-基金等繰入額)

(1)歳入

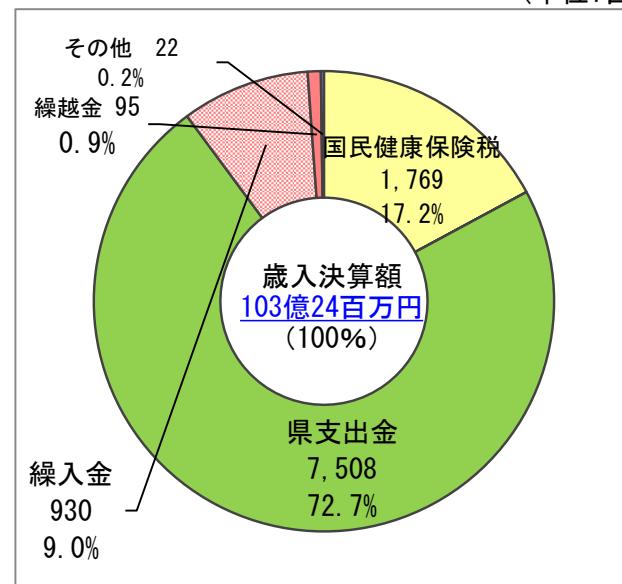
【令和6年度】

(単位:百万円)



【令和5年度】

(単位:百万円)



【県支出金の内訳】

◎普通交付金

6,730,154千円

◎特別交付金

239,907千円

(内訳)

- ・保険者努力支援分
65,983千円
- ・特別調整交付金(市町村分)
95,734千円
- ・都道府県繰入金(2号分)
56,544千円
- ・特定健診等負担金
21,646千円

【繰入金の内訳】

保険基盤安定(保険税軽減分) 344,141千円

保険基盤安定(保険者支援分) 183,105千円

職員給与費等 92,934千円

出産育児一時金 12,694千円

財政安定化支援事業 118,303千円

その他(公費波及増分) 0千円

未就学児均等割保険料繰入金 4,234千円

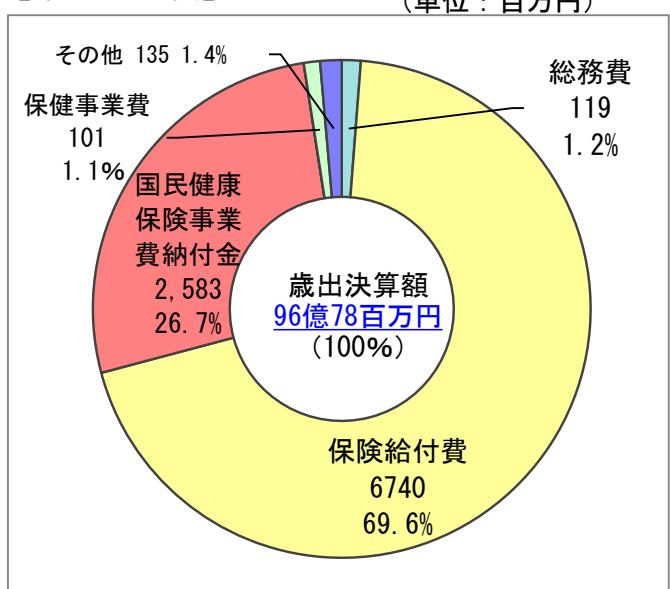
産前産後保険料繰入金 689千円

基金繰入金 115,781千円

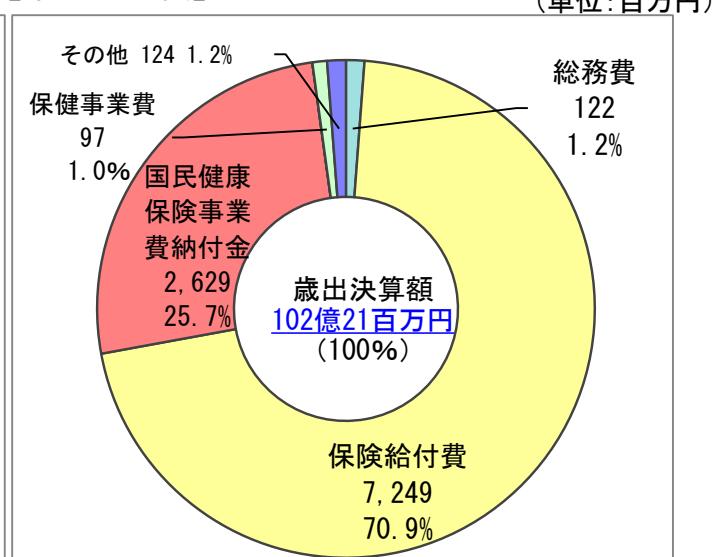
基金残高(決算年度末): 1,438,824千円

(2)歳出

【令和6年度】



【令和5年度】



歳入決算額について

- ・歳入決算額は、97億3,800万円
- ・前年度決算額と比較し、5億8,600万円(5.7%)の減少

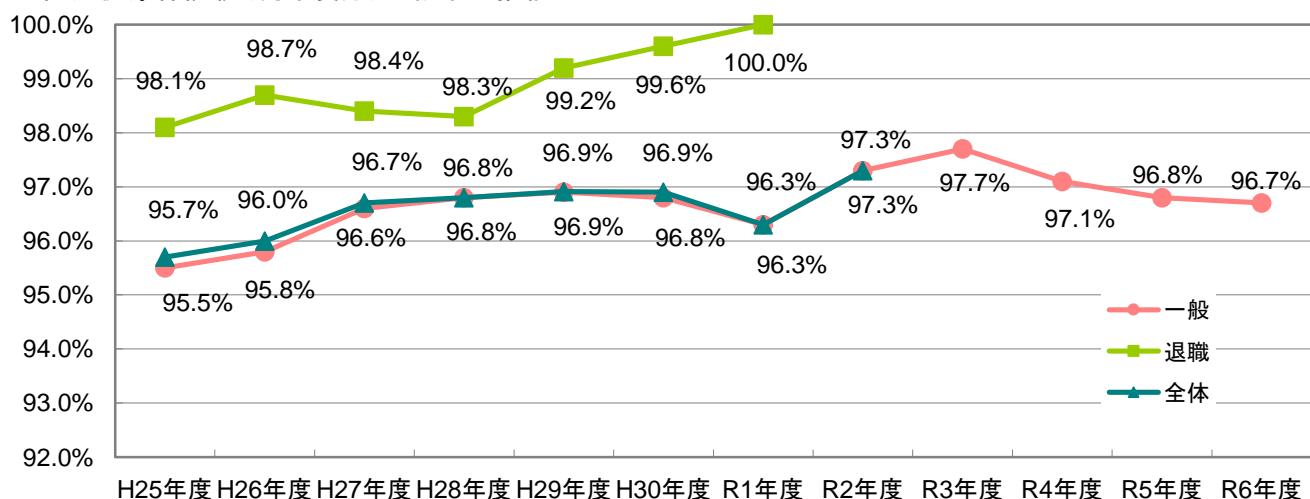
歳出決算額について

- ・歳出決算額は、96億7,800万円
- ・前年度決算額と比較し、5億4,300万円(5.3%)の減少

●宗像市国民健康保険の概況

区分		R4年度	R5年度	R6年度	増減	
年間平均	世帯数	12,486戸	12,198戸	11,958戸	△240戸	98.0%
	被保険者数	19,299人	18,637人	17,945人	△692人	96.3%
	介護保険第2号被保険者数	5,397人	5,290人	5,213人	△77人	98.5%
	1人当たり医療費	444,969円	454,536円	441,631円	△12,905円	97.2%
	1人当たり保険税額	92,570円	95,601円	98,889円	3,288円	103.4%
	1世帯当たり保険税額	143,081円	146,067円	148,399円	2,332円	101.6%

○国民健康保険税(現年度分)収納率の推移

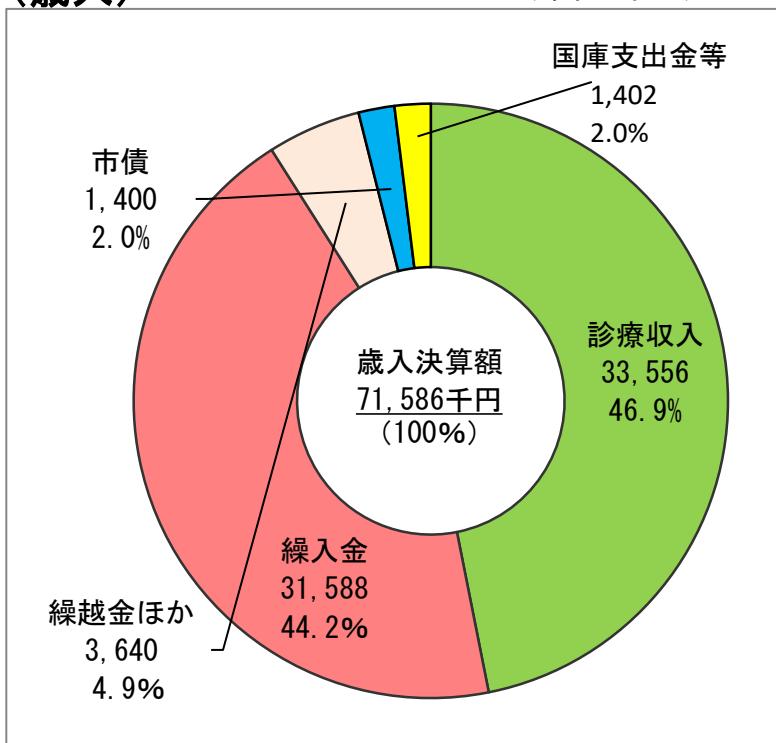


令和6年度 宗像市国民健康保険特別会計(直診勘定)決算(見込)の概要

	令和6年度決算額	令和5年度決算額	対前年度増減
歳入総額	71,586千円	68,530千円	3,056千円 4.5%
歳出総額	69,142千円	65,135千円	4,007千円 6.2%
差引額 (実質収支)	2,444千円	3,395千円	-951千円 △28.0%

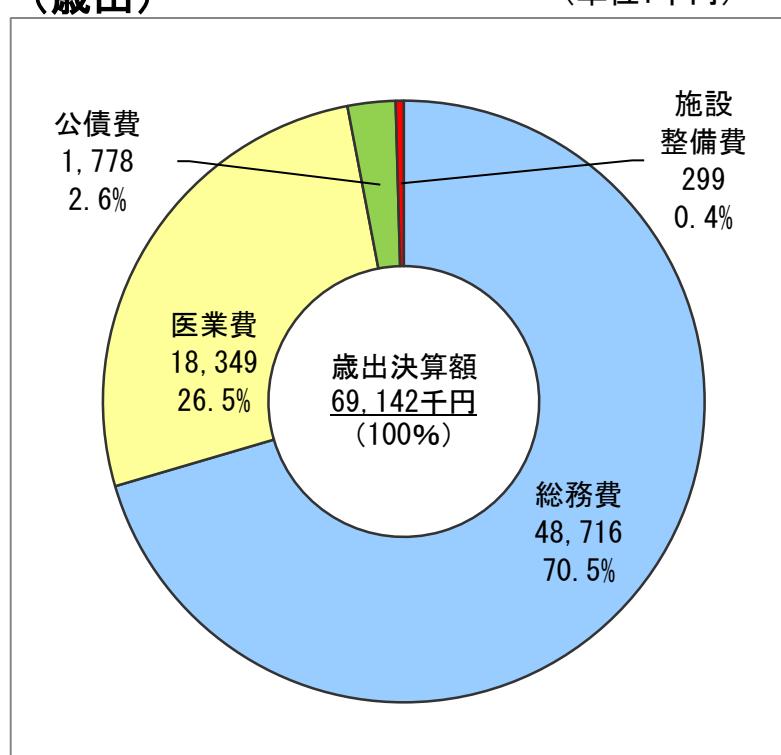
(歳入)

(単位:千円)



(歳出)

(単位:千円)



【歳入】

歳入決算額は、前年度と比較して3,056千円(4.5%) 増加している。

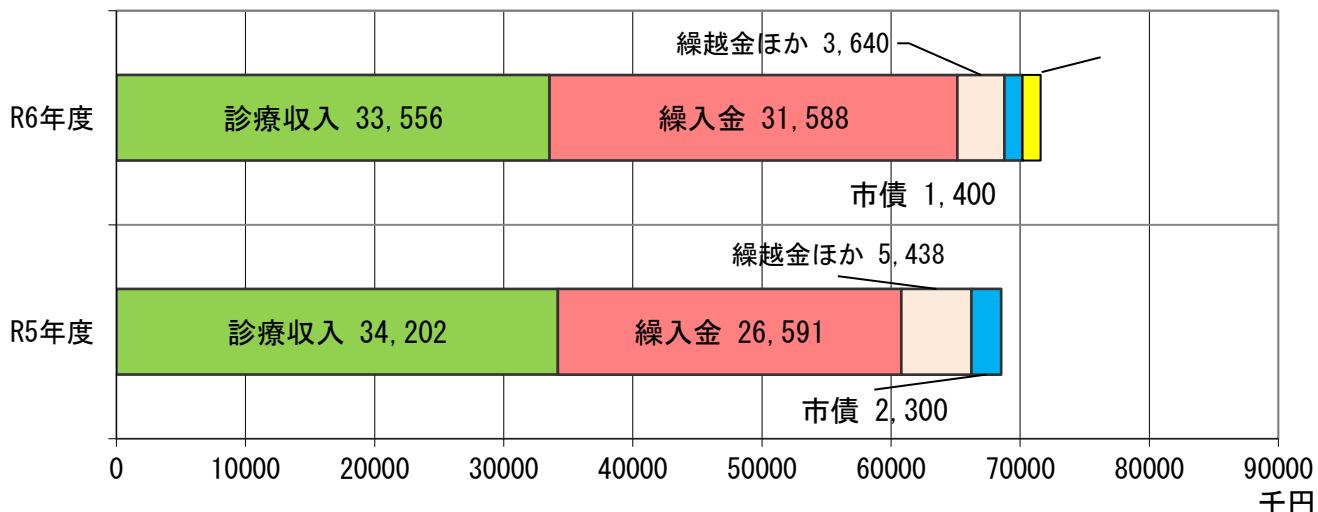
(主な増加内容)

繰入金 4,997千円 (18.8%) 国庫支出金 1,402千円 (皆増)

(主な減少内容)

診療収入 646千円 (▲1.9%) 繰越金ほか 1,798千円 (▲33.1%)

市債 900千円 (▲39.1%)



区分		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	増減	
開所日数	一般診療	291日	283日	274日	278日	4日	101.5%
受診者数	一般診療	6,491人	4,994人	3,966人	3,482人	△484人	87.8%
	低周波治療	43人	74人	34人	30人	△4人	88.2%
計		6,534人	5,068人	4,000人	3,512人	△488人	87.8%

【歳出】

歳出決算額は、前年度と比較して、4,007千円(6.2%) 増加している。

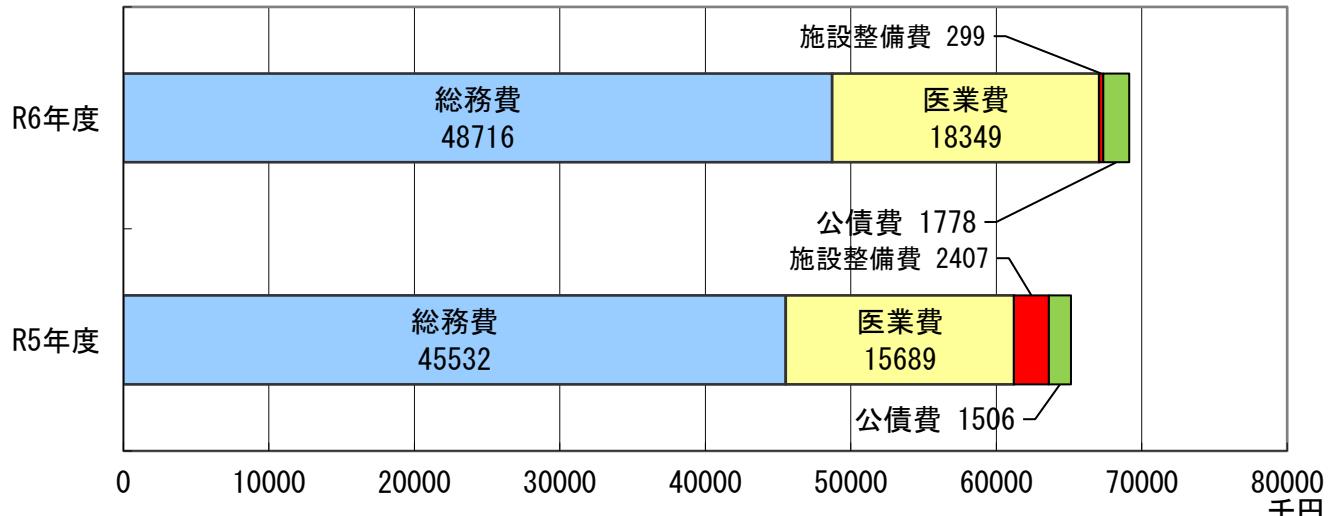
(主な増加内容)

総務費 3,184千円 (7.0%) 医業費 2,660千円 (17.0%)

公債費 272千円 (18.1%)

(主な減少内容)

施設整備費 2,108千円 (▲87.6%)



区分	令和7年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1) 医療費適正化に関する事項												
データヘルス計画 (R6~R11) ◆R7個別計画策定・進行管理等	◆R7個別計画進行管理(企画・立案・調整・実施・進捗状況の把握検証等)											
◎ 特定健診事業	特定健診の実施 ●未受診者への受診勧奨通知 ●新年度受診・勧奨通知											
◎ 特定保健指導事業	特定保健指導の実施											
◎ 生活習慣病の発症予防 (ルックルック講座、生活習慣病予防教室など)	ルックルック講座・生活習慣病予防教室の実施、広報紙による啓発											
◎ 生活習慣病の発症予防 (個人へのインセンティブ)	特定健診受診者への施設利用補助事業(リフレ・アクアドーム・宗像市サポートセンター・エニタイムフィットネス・カーブス・R-STUDIO・MINORI PIRATES)											
◎ 生活習慣病の重症化予防 (糖尿病性腎症重症化予防事業)	糖尿病性腎症重症化予防事業											
◎ その他の医療費適正化事業	対象者抽出 受診勧奨および啓発実施											
・ 骨折・骨粗鬆症重症化予防事業	実施 (国保連合会に委託)											
・ 重複・頻回受診者、重複服薬者対策	資格点検・内容点検・第三者行為等 柔整レセの重点点検											
・ レセプト点検の充実・強化	柔整レセの重点点検											
・ ジェネリック医薬品の使用促進	使用促進の啓発、周知・希望カードの配布、差額通知											
・ 第三者求償の取り組み強化	レセプト情報の活用、消防等の関係機関と連携した第三者行為の発見と届出勧奨											
◆広報・周知	6/1 納通発送 & 年金特徴 & はり・きゅう、柔整	7/1 医療費分析 & 特定健診	11/1 R6決算 & 医療費通知	12/1 後発医薬品促進等	1/1 第三者							
2) 保険税改定に関する事項												
令和8年度費用額の算定 税率改正シミュレーション	保険料水準の統一に向けた保険税増加に関する情報収集並びに税率試算 (基金の活用額、活用後の基金残額推移を注意深く検討する)											
3) 審議機関(事務局)												
(1) 医療費適正化推進会議	第1回											
(2) 国民健康保険運営協議会	第2回											
(3) 庁議・市議会	第2回 諮詢 答申 第1回 議案審議 条例改正											